「空き家改修費助成事業補助金」 をご活用ください!

対象となる空き家

空き家バンク制度に登録された空き家のうち、適切に管理されている一戸建て住宅 ※ 一戸建て住宅は、専用住宅又は併用住宅(居住部分に限る。)です。

対象となる方

空き家バンク制度に登録された空き家を購入し、かつ売買契約を締結した日から6か月以内の方

補助金の額

空き家の改修工事

補助対象経費の 1/2

限度額50万円

- ※1 空き家の改修工事は、市内業者が施工を行った場合に限ります。
- ※2 空き家の改修工事に要する経費は50万円以上が補助対象となります。
- ※3 補助対象事業は、1戸につき1回限りです。
- ※4 改修工事内容によっては、対象とならない場合があります。

交付の条件

5年以上居住すること(退去、転出及び転居しないこと)又は取り壊さないこと。

補助金の申請(申請には要件がありますので、詳しくは担当課までお問合せください)

補助金の申請は、改修工事等に着手する前に小城市役所定住推進課へ申請してください。

交付申請に必要なもの

- ・補助金交付申請書・事業計画書・見積書等の写し(工事内容等の内訳明細が分かるもの)
- 位置図(付近見取図)、配置図、各階平面図及び立面図 ・建物の全体及び工事予定箇所の写真
- ・建物の売買契約書の写し ・建物の登記事項証明書の写し ・世帯全員の住民票の写し
- 世帯全員の市税等に未納がない証明書・同意書、誓約書

補助金返還

要綱に定める交付条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部を取り消す場合があります。

詳しくは

小城市ホームページ

空き家改修

検索

〇小城市空き家バンク制度

空き家を「売りたい・貸したい」人と、

「買いたい・借りたい」人を結びつける制度です。

詳しくは、小城市HP

空き家バンク



問合せ先:小城市役所 定住推進課

電話:0952-37-6150